

簡易型

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第B521-2号 国道306号（工区7）補助道路修繕工事

◎留意事項

- ・ 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- ・ 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)
を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）簡易型

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

簡 易 型			
評価の視点	評 価 項 目	配 点	提出様式
技術提案	【施工上の課題】	4. 0	4－1
企業の施工能力	企業の実績	2. 0	5－1
	i-Construction への取組	1. 5	5－3
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1. 0	6－1
	配置予定技術者等の実績	1. 0	6－2
	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0. 5	6－3
	配置予定技術者等の資格	0. 5	6－4
	技能者の資格	1. 0	6－5
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1. 0	7－1
	県内営業所の有無	1. 5	7－4
	現場見学会の開催	1. 0	7－8
	建設キャリアアップ°システムの利用	0. 5	7－12
計		15. 5点	

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

（１）着目点に対する技術提案【4.0点】

本工事において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおり。

視 点	着 目 点
施工上の課題	●背面地盤と既設吹付層の確実な空隙充填の工夫 （参考：着目点設定の背景） 背面地盤と既設吹付層の空隙は、グラウンドアンカー頭部の引張力伝達に影響するとともに、雨水侵入による地盤崩壊を招くことから、注入材による確実な空隙充填が不可欠である。 そのため、空隙把握の工夫と注入材充填の管理手法に関する工夫についてそれぞれ１つの提案を求める。

■評価の方法は以下のとおり。

- ・着目点に対する【対策】の提案は、「着目点に対する技術提案」（様式 4-1）において最大で２つまで提案可能とする。
- ・各【対策】について「優」「良」「可（採用）」の３段階で評価を行い、「優」を２、「良」を１、「可」を０として換算し、その換算値に基づき以下の加算点を評価項目毎（着目点毎）に加算する。

■評価項目における加算点の内訳

○５段階評価

「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点
換算値４以上の場合（「優」２つ）	４．０
換算値３の場合（「優」１つ「良」１つ）	３．０
換算値２の場合（「優」１つ、または「良」２つ）	２．０
換算値１の場合（「良」１つ）	１．０
換算値０の場合（「優」「良」共にない）	０

以下に「着目点に対する技術提案」を作成していただくにあたっての＜※作成上の留意事項＞を記載するので、熟読の上で「着目点に対する技術提案」を作成すること。

＜※作成上の留意事項＞

●「着目点に対する技術提案」の内容については加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行を求める。また、履行確認方法は、「着目点に対する技術提案」の【対策】に記載された内容を基に契約締結後に監督職員と協議の上決定し、着手から完了までその履行状況を確認する。なお、「着目点に対する技術提案」の内容が履行されなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行うこととするので、そのことを十分に留意の上、「着目点に対する技術提案」を行うこと。

なお、減点措置の内容については巻末に記載する。

●「着目点に対する技術提案」の未提出者および白紙提出者は、当工事にかかる「着目点に対する技術提案」の内容が適正でないものと判断し、欠格（無効）として取り扱う。ただし、「着目点に対する技術提案」＜参考資料＞については、この限りではない。また、それ以外にも以下のような場合には欠格（無効）として取り扱う場合がある。

- ・法令に違反する提案の場合。（なお、欠格（無効）としない場合であっても、その「着目点に対する技術提案」は不採用とする。）
- ・発注者が求める着目点と無関係な「着目点に対する技術提案」の場合。

●技術提案は、求める視点に関する着目点について、所定の様式に【対策】および【効果】を記述すること。（【効果】は、各【対策】の効果とあわせて技術提案の総合的な効果を記述する。記述方法は自由。）

●1つの着目点に対して最大2つの【対策】まで提案できる。

1つの【対策】欄には、1つの具体的な【対策】を簡潔（全角40文字以内）に記述する。その他、以下の点に留意すること。

- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。なお、この場合も【対策】の履行は求める。

なお、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた【対策】は、この限りではない。

- ・様式を変更して3つ以上の【対策】の記載があった場合、当該着目点にかかる技術提案の加算点は0点とする。この場合も【対策】の履行は求める。

- ・同種や類似の【対策】は、それぞれ1つの【対策】として記載すること。

・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行うべき提案などについては、加算点評価は行わない。

- ・「履行確認方法」欄では、「着目点に対する技術提案」の履行状況を受発注者間で確認する方法について提案を求める。（受注時は、この内容を基に受発注者間で履行確認方法を決定することとする。）「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合は後述のとおり「不採用」とする。

●「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としないので注意すること。（「不採用」とはしないので、履行は求める。）

●「着目点に対する技術提案」に対して、発注者が条件を付すことで履行が可能と判断される場合、加算点評価は行わないが、条件付「可」として履行は求める。

●「i-Construction」に関する技術提案については、(3) i-Construction への取組において評価対象となる内容の提案に対しては、加算点評価の対象としないので注意すること。(「不採用」とはしないので、履行は求める。)

●当該工事における「着目点に対する技術提案」は、A 4 用紙片面 1 枚 (1 ページ) で所定の様式 (様式 4-1) 内に記述すること。なお、「着目点に対する技術提案」が 2 ページ以上提出された場合は、始めの 1 ページの記述内容についてのみ評価を行い、2 ページ目以降の記述内容については評価しない。(様式の変更を行ってはならない。)

また、評価については、「着目点に対する技術提案」(様式 4-1) に記載された内容で評価するものとし、添付された<参考資料>については、加算点評価の対象外とする。

●「着目点に対する技術提案」を補完・説明するための参考資料としてパンフレット以外の図表や写真等を添付する場合は、A 4 用紙片面 1 枚 (1 ページ) で所定の様式 (様式 4-1<参考資料>) 内に収めて記述の上、提出すること。なお、「参考資料」が 2 ページ以上提出された場合は、始めの 1 ページの記述内容についてのみ参考とし、2 ページ目以降の記述内容については参考としない。(様式の変更を行ってはならない。) ただし、評価については「着目点に対する技術提案」(様式 4-1) に記載された内容で評価するものとし、添付された「着目点に対する技術提案」<参考資料>については、あくまで「着目点に対する技術提案」を補完説明する資料であり、その内容でもって加算点評価の対象とはしないので注意すること。

●「着目点に対する技術提案」に記載した資材や機種、工法等を説明するために必要なカタログ・パンフレット (当該工事に特定されるものでなく、汎用性のあるものに限る。) については、補足資料として最低限の提出を認める。

●以下のような【対策】は、「不採用」とする場合がある。

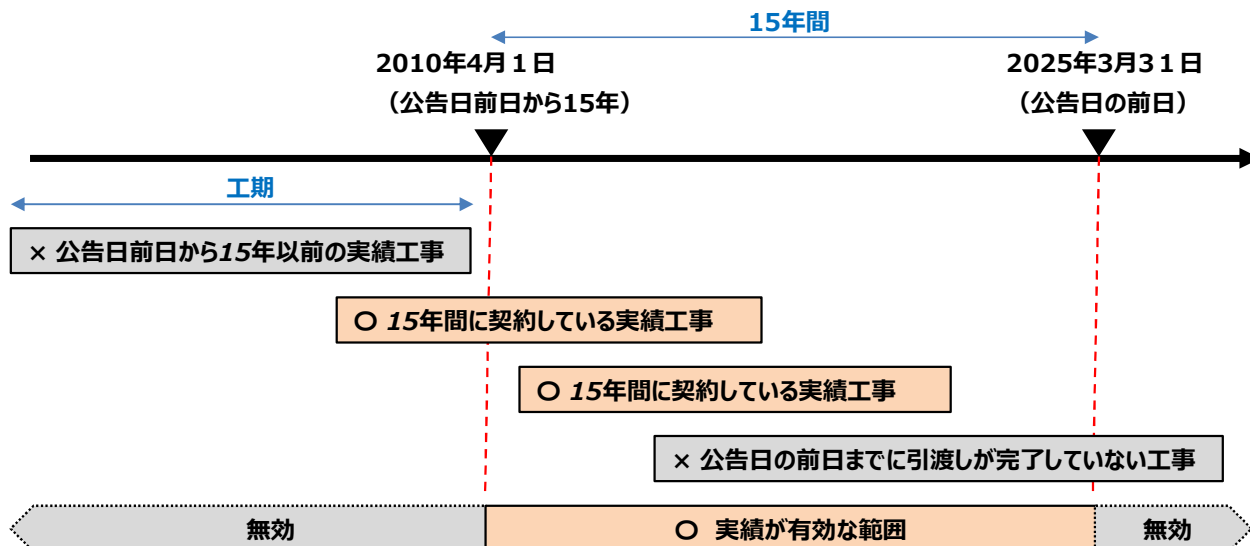
- ・発注者が目的物等に要求する性能以上の過大・過剰な【対策】(いわゆる“オーバースペック”)。
- ・発注者が設計図書に示した工事目的物の寸法、規格、仕様等を変える【対策】。
- ・発注者が現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の【対策】。
- ・法令に違反する【対策】(ただし、内容によっては「無効」とする場合もある。)
- ・提案内容の履行に法令上の手続が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・提案内容の履行に関係機関との協議が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・様式内で「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合。
- ・その他、効果が不明瞭な提案など。

●その他、各様式内に<作成上の注意事項>が記載されているので、これに基づき技術提案書を作成すること。なお、この<作成上の注意事項>が遵守されていない場合は、当該着目点にかかる技術提案書の加算点は 0 点となる場合がある。

(2) 企業の実績【2.0点】

入札公告日の前日から起算して15年間にその企業が契約した実績工事の「工事成績評価」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものとし、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



ただし、工事成績評価を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評価通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合は、「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。

なお、CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。また、実績工事の「工事成績評価通知の写し」の提出を求める。

「企業の実績」として求める
実績工事

グラウンドアンカーの施工実績

区 分（企業の施工実績における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評価「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評価「60 点以上、75 点未満」	0.5
	工事成績評価「75 点以上、80 点未満」	1.0
	工事成績評価「80 点以上、85 点未満」	1.5
	工事成績評価「85 点以上」	2.0

(※1) ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※2) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

加算点に有効な提出書類
➤ CORINS 登録データ（必要に応じ CORINS の補足資料） ➤ 工事成績評価による評価点の加算を申請する場合は、工事成績評価通知書（写）

(3) i-Constructionへの取組【1.5点】

<法面工の場合>

i-Construction への取組を実施する場合に、以下の評価点を加算点として与える。なお、対象は ICT 活用工事（法面工）の対象工種の施工範囲全て（現場条件により ICT による施工が適当でない箇所を除く）を前提とし、その工種、範囲、数量等については監督職員との協議により決定する。

なお、i-Construction への取組については、「滋賀県県土整備部における ICT 活用実施要領」滋賀県県土整備部技術管理課（入札公告時点最新版）によるものとする。

i-Construction への取組を申請したが、取組の一部または全部を実施しなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

区 分（i-Construction への取組）	評価点
ICT の活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT の活用あり ※1	1.0
ICT の活用あり および 3 次元モデル活用工事 ※2	1.5

【ICT 活用の施工段階】

①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③該当なし、

④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

※1 上記①～⑤の段階のうち①、④、⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する場合とする

※2 「ICT 活用あり」に加えて、安全管理・施工管理・工事説明等において 3 次元モデル（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの 3 方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(4) 配置予定技術者等CPD【1.0点】

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4.3.4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、当該評価項目の加算点の有無に関わらず必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、入札の段階では直接的かつ恒常的な雇用関係の確認は行わないため、雇用関係を確認するための書類は応札後に提出することとする。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができることとするが、その場合は、「(4) 配置予定技術者等CPD」、「(5) 配置予定技術者等の実績」、「(6) 配置予定技術者等の従事工事受賞歴」および「(7) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

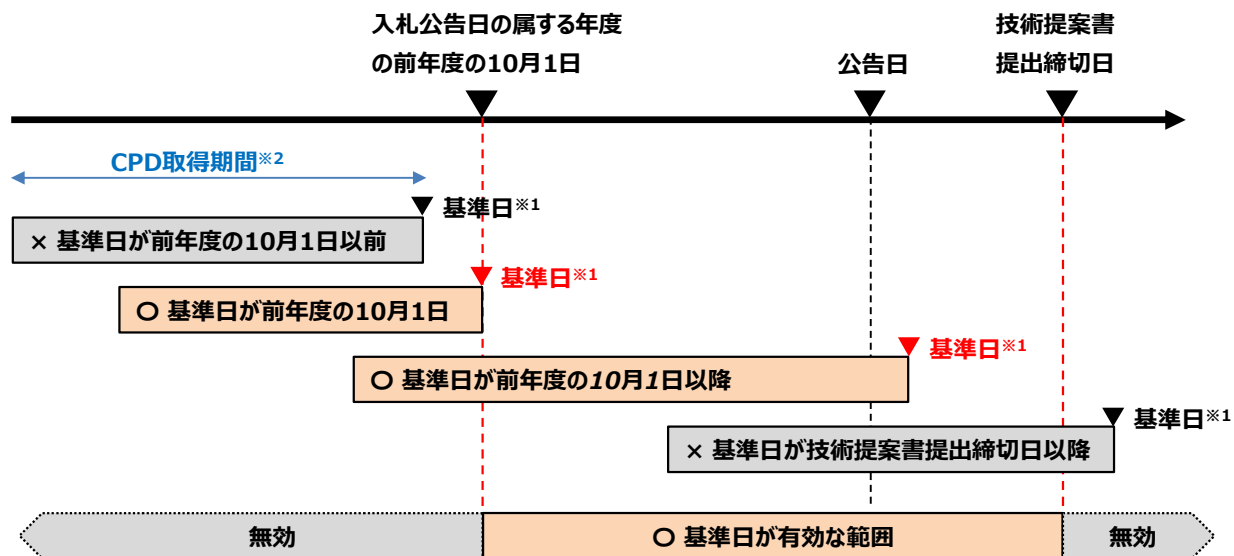
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区 分 （配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0 点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技術士会、土木学会、 都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

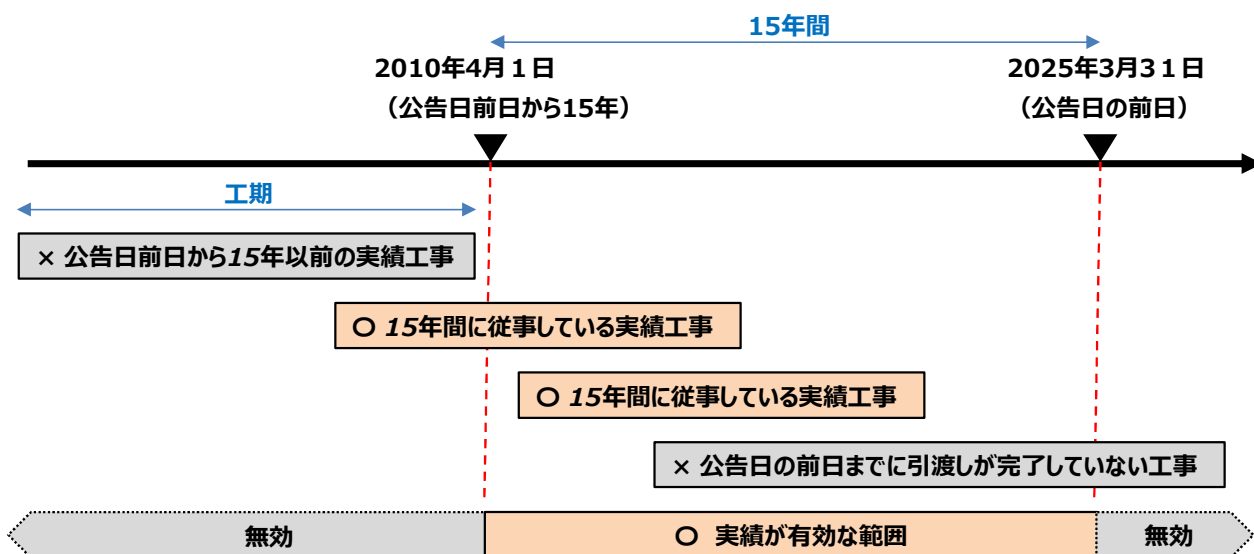
※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 <u>(加算点によらず提出が必要)</u>
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(5) 配置予定技術者等の実績【1.0点】

入札公告日の前日から起算して15年間に、当該工事の配置予定技術者等がその実績工事に監理技術者、主任技術者または現場代理人(※1)として従事した「工事成績評価」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。実績工事は公告日の前日までに引渡し完了したものとし、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）も認めることとする。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

(例) 2025年4月1日が公告日の場合



現場代理人(※1)として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

実績を申請する技術者の配置予定役職を現場代理人（監理技術者等は別の者）とする場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評価を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関(※2)が発注した工事とする。（工事成績評価通知対象工事に限る。）

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(4) 配置予定技術者等CPD」、「(5) 配置予定技術者等の実績」、「(6) 配置予定技術者等の従事工事受賞歴」および「(7) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

実績工事は工事实績情報システム（CORINS）に登録され、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可とする。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。COR

I N S の登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、C O R I N S の補足資料として実績が確認できる他の資料（※3）の提出を認める。

また、工事成績評定通知書（写）も併せて提出を求める。

なお、配置予定技術者等の申請企業における実績のみを評価の対象とする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績工事

グラウンドアンカーの施工実績

区 分（配置予定技術者の実績および工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60 点以上、75 点未満」	0.3
	工事成績評定「75 点以上、80 点未満」	0.5
	工事成績評定「80 点以上、85 点未満」	0.7
	工事成績評定「85 点以上」	1.0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

（※2）・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

（※3）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

加算点に有効な提出書類

- CORINS 登録データ（必要に応じ CORINS の補足資料）
- 現場代理人として従事した施工実績の場合は、施工実績の工事開始日時時点で監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料
- 工事成績評定による加算を申請する場合は、工事成績評定通知書（写）

(6) 配置予定技術者等の従事工事受賞歴【0.5点】

「滋賀県優良工事表彰」を受賞した工事（以下、受賞工事）において、監理技術者等として従事した技術者を、本工事の配置予定技術者等として配置する場合に以下の加算点を与えるなお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

受賞工事は工事实績情報システム（CORINS）に登録され、受賞工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可とする。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。）

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(4) 配置予定技術者等CPD」、「(5) 配置予定技術者等の実績」、「(6) 配置予定技術者等の従事工事受賞歴」および「(7) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等技術者等で評価する。

当評価項目において配置すると申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

なお、評価の対象は以下の要件すべてを満たすものとする。

- 1) 受賞工事において、工期すべてに監理技術者等として従事した技術者
- 2) 受賞工事と当該工事の「工事業種」が同一であること
- 3) 令和8年度「第30回滋賀県優良工事表彰」による受賞工事で表彰日以降の入札公告であること

区 分（配置予定技術者等の従事工事受賞歴）	評価点
受賞実績なし	0.0
奨励賞の受賞歴	0.1
優秀賞の受賞歴	0.3
知事賞の受賞歴	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ 受賞工事のCORINS登録データ

(7) 配置予定技術者等の資格【0.5点】

当該工事に配置予定技術者等が以下のいずれかの有資格者である場合に、評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(4) 配置予定技術者等CPD」、「(5) 配置予定技術者等の実績」、「(6) 配置予定技術者等の従事工事受賞歴」および「(7) 配置予定技術者等の資格」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等技術者等で評価する。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

評価対象を証明する資料として、資格を証する書面（資格者証、合格証書等）の写しの提出を求める。（合格通知書は不可）

※法面工事・アンカー工事の場合の評価対象資格

資 格 名	資格認定団体等	備考
地すべり防止工事士	(社)斜面防災対策技術協会	
グラウンドアンカー施工士	(社)日本アンカー協会	
のり面施工管理技術者	(一社)全国特定法面保護協会	

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録された資格。

なお、評価対象は、入札公告日時点で上記技術者資格登録簿に登録されている資格に限る。

区 分（配置予定技術者等の資格）	評価点
配置予定技術者等有資格者で ない	0.0
配置予定技術者等有資格者で ある	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ 資格証や合格証書等、資格を証する書面の写し（合格通知書は不可）

(8) 技能者の資格【1.0点】

現場で実作業に従事する技能者が「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」または「技能士（1級）（職業能力開発促進法第50条）等」の有資格者である場合に、以下の評価点を加算点として与える。なお、評価対象となる技能者は、元請・下請の別は問わないが、その者が当該作業において常駐の上、中心となり作業を行うことを条件とする。

有資格者の従事ありの場合は、契約後、それを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、現場にて技能者の確認を行う。その際に、従事していないことが判明した場合は、工事成績評価において減点措置を行う。

区 分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事 なし	0
「技能士（1級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事 あり	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	1.0

なお、評価の対象とする職種（作業）については、下表のとおりとする。
複数設定している場合、いずれかの資格に対して申請があれば、評価点を加点する。

<評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

登録基幹技能者の種類 【登録★★基幹技能者】 注★★には以下の種類がはいる	基幹的な役割を担う建設業の種類
薦・土工	とび・土工工事業

2. 技能士（1級）

技能士資格の職種 【★★技能士】 注★★には以下の種類がはいる	具体的な作業内容
とび	とび作業

3. その他の技能資格

資格の名称	具体的な作業内容	備 考
のり面ノズルマン	現場吹付法枠工事作業	(一社)全国特定法面保護協会

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(9) 防災協定の締結【1.0点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において国や県との防災協定（※１）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。また、それを確認できる資料として以下の①または②のいずれか一方の提出を求める。

＜協定締結を確認できる資料＞

- ① 各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる「証明書（写）」（協定締結団体の押印があるもの）
- ② 協定書の写し（県との協定の場合は不要）、および、入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる「在籍証明書等（写）」（協定締結団体の押印があるもの）

区 分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

＜評価の対象とする防災協定＞

（※１）・近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁も含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

＜参考＞ 滋賀県との防災協定の名称及び締結団体（令和８年１月現在 滋賀県地域防災計画 他）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/12559.html>

- ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）プレハブ建築協会（H8.3.25）
- ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）全国木造建設事業協会（H8.3.25）
- ◇災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書：滋賀県建築組合（R7.12.24）
- ◇災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書：（一社）滋賀県産業資源循環協会（H25.8.27）
- ◇災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書：（一社）（滋賀県解体工事業協会）（R4.11.21）
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県建設業協会（H8.3.29）
- ◇災害時における応急対策活動への応援に関する協定書：滋賀県塗装工業協同組合（H26.3.3）
- ◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書：
 - （一社）滋賀県建設業協会各支部（H26.3.11）
- ◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定：滋賀県管工事業協同組合連合会（H19.3.27）
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県電業協会（H20.3.11）
- ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県電気工事工業組合（H24.3.13）
- ◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定：
 - （一社）滋賀県下水道管路維持協会（H20.3.25）
- ◇自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定：（一社）日本下水道施設業協会（H26.7.14）
- ◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県造園協会（H20.5.7）
- ◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定：県内企業１社（H26.4.1）（滋賀県道路公社）
- ◇無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）：

滋賀県環境整備事業協同組合(H16.1.19)、湖北清掃事業協同組合(H16.1.19)

- ◇災害時における応急活動への応援に関する協定書：有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会(H19.3.27)
- ◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書：県内企業 19 社 (R3.5.1) (滋賀県企業庁)
- ◇災害時における調査等の相互協力に関する協定：(公社) 土木学会 関西支部(H27.2.6)
- ◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書：
(一社)日本建設業連合会関西支部 (H29.2.20)
- ◇災害時における機械設備の応急業務に関する協定書：(一社)滋賀県空調衛生設備工業会 (H29.11.1)
- ◇災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定：(一社)全国クレーン建設業協会 滋賀支部(R2.3.17)
- ◇災害時における滋賀県道路公社所管施設等の緊急災害応急対策に関する協定書：
(一社) 日本橋梁建設協会 (R3.9.1) (滋賀県道路公社)

加算点に有効な提出書類

- **国**との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料
 - ① 各種協定締結団体が発行する証明書 (写)
 - ② 協定書 (写) および協定締結団体への在籍証明書 (写)
- **県**との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料
 - ① 各種協定締結団体が発行する証明書 (写)
 - ② 協定締結団体への在籍証明書 (写)

(10) 県内営業所の有無【1.5点】

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、ここでいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。

「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙2」の写しおよび当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求める。

区 分 （県内営業所の有無）	評 価 点
営業所が滋賀県内にない。	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	1.5

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種を有する場合を加算点評価の対象とする。また、当該営業所が入札参加営業所かどうかは問わない。

例）法面処理工事（対応許可業種は「とび・土工・コンクリート工事」）の場合、「その他の営業所」が「とび・土工・コンクリート工事」の許可を有していれば加算点評価する。

加算点に有効な提出書類
➤ 「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」への登録がない場合、①②の資料 ① 「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙2」の写し ② 営業所が県内にいることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）

(11) 現場見学会の開催【1.0点】

当該工事において、現場環境改善費を利用した現場見学会の開催、また現場見学会の様子を広報・PR活動で発信することを評価する。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）すること。なお、通信状況によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。

履行確認の方法は、契約後、工事着手時に施工計画書に見学会の概要、広報・PR活動内容を記載した上で、監督職員による見学会資料の確認を経て、現場見学会の実施報告を行うこととする。さらに、広報・PR活動に関しては、実施後に活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。

なお、受注者の責任において現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の開催 なし		0
現場見学会の開催 あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし （様式への記入のみ）

(12) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（様式への記入のみ）

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案、i-Constructionへの取組、配置予定技術者等の従事工事受賞歴、技能者の資格、現場見学会の開催、建設キャリアアップシステムの利用とする。

- ・「i-Construction への取組」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で i-Construction への取組を申請したが、取組の一部または全部を実施しなかった場合、次のとおり減点係数を設定する。

●法面工事を評価項目として設定した場合

- ・「ICT 活用あり および 3 次元モデル活用工事」への取組を申請した場合

ICT 活用ありの施工段階①、④、⑤の 3 つの段階および 3 次元モデル活用のうち、実施した段階の割合により、下表のとおり減点係数（ α ）を設定し減点する。なお、対象工種の全てにおいて、設計数量の 80%以上で ICT 活用工事を実施し、かつ 3 次元モデル活用した場合は、減点対象としない。

履行項目数	減点係数（ α ）
3 項目中 2 項目実施または実施なし	1. 0
3 項目全て実施・3 次元モデル活用なし	0. 6

- ・「ICT の活用あり」として申請した場合

必須となる ICT 活用の施工段階①、④、⑤の 3 つの段階のうち、実施した段階の割合により、下表のとおり減点係数（ α ）を設定し減点する。なお、対象工種の全てにおいて、設計数量の 80%以上で ICT を活用した場合は、減点対象としない。

履行項目数	減点係数（ α ）
3 項目中 1 項目実施または実施なし	1. 0
3 項目中 2 項目実施	0. 6

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「配置予定技術者等の従事工事受賞歴」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

配置した配置予定技術者が、工期内で途中交代した場合、全体工期に対して従事していた期間により履行率を求め、以下の減点係数（ α ）を設定し減点する。

履 行 率	減点係数（ α ）
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「技能者の資格」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で有資格者の従事ありと申請したが、該当する職種の作業時に現場に常駐していない場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「現場見学会の開催」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で現場見学会の開催ありと申請したが、受注者の責任において、現場見学会が開催できなかった場合は減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。広報・PR活動ありと申請したが広報・PR活動が出来なかった場合（現場見学会は開催）は減点係数（ α ）を「0.5」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「建設キャリアアップシステムの利用」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点する。

● （各着目点の不履行による減点数）＝ $\alpha \times \beta \times 3$

α ：減点係数

β ：受注者の各着目点の加算点数

● （工事成績評定における減点数）＝（各着目点の不履行による減点数）の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「i-Construction への取組」、「配置予定技術者等の従事工事受賞歴」、「技能者の資格」、「県内企業の下請活用」、「現場見学会の開催」、「県産材の使用」、「週休2日＋ α の取組」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、上記1のとおり評価項目単位とする。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- （1）技術提案の履行確認のとりまとめについては、（別紙）「技術提案の履行確認書」の提出による。
- （2）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
- （3）受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点

係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。

(4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。